

伊丹市パーパス策定及びブランド戦略調査・分析 委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 委託業務名

伊丹市パーパス策定及びブランド戦略調査・分析委託業務

(2) 業務目的

昨今、人口減少により自治体における人材確保は困難となり、さらに社会課題の多様化に直面する中で、市民サービスの維持向上をはかるために、職員のエンゲージメントを高め、人材を確保することが求められている。こういった背景において、市役所組織が果たすべき存在意義を改めて明確化し、職員の行動規範と市民へのメッセージを一貫して示す必要がある。

また、本市のブランド戦略はおよそ20年が経過しており、人口動態や社会の変容に合わせて本市独自の差別化されたブランド戦略の策定も求められている。

これらを踏まえ、職員と市役所の果たすべき役割と存在意義（パーパス）を明文化し、職員の一体感を醸成する。さらに、中長期的なパーパスブランド戦略を策定・展開することで、市の想いや考え方に共感し、まちづくりや課題解決に積極的に参画するステークホルダーを増やしていくとともに、市民が愛着を持ち、将来にわたり選ばれ続けるまちを実現することで定住・移住を促進し人口減少抑制を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

①パーパス策定にかかる現状把握・課題分析他

②ブランド戦略調査・分析にかかるアンケート調査・集計・分析他

詳細は別添、伊丹市パーパス策定及びブランド戦略調査・分析委託業務仕様書（以下「仕様書」という）のとおりとする。

(4) 履行期間

契約締結日～令和8年7月31日

※ただし、履行評価等の結果が良好であることを確認の上、一定の継続性が必要と市が判断し、かつ毎年度予算が議会の議決を経て成立した場合に限り、上記履行期間を令和8年11月30日（想定）まで更新することを可能とする。なお、事業経費の確保及び市内部での了承が得られない場合、令和8年8月1日以降の契約を締結しない。

2 予算限度額

下記のとおり提案限度価格を設定する。なお、最低限度価格は設定しない。

履行期間	対象業務	予算限度額 (消費税等込)
契約締結日～	パーパス策定及びブランド戦略調査・分析委託業務	13,447,500円

令和8年7月31日		
令和8年8月1日～ 11月30日（予定）	パーパスブランド戦略策定支援業務 「1 業務の概要（4）履行期間」のただし書き参照	8,606,400円
	合 計	22,053,900円

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。なお、必要に応じて下記に係る証明書類等の提出を求めることがある。

- (1) 法人その他団体又は個人事業主であること。
- (2) 過去5年以内（令和2年4月～令和7年3月）に国・地方自治体や民間企業で本業務と類似する業務（※）を履行した実績をそれぞれ1件以上有していること。
※類似業務の定義については以下のとおりとする。
 - ①国・地方自治体や民間企業において、「パーパス策定」の支援実績がある。
 - ②国・地方自治体において、「ブランド戦略策定」の支援実績がある。
- (3) 業務実施において、提案者自らの組織の中からプロジェクトリーダー1名及び同リーダーとは別に実務担当者を1名以上配置すること。
- (4) 提案者は、本業務内で取り扱う利用情報等の個人情報保護及びデータ管理観点から、以下の認証いずれかを取得し、会社としてのリスクマネジメント体制を構築していること。
 - ①情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 または JIS Q27001）
 - ②プライバシーマーク（JIS Q15001）
- (5) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定
 - ②企画提案書等の受付期間において、伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けている者
 - ③企画提案書等の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ④伊丹市暴力団排除条例（平成24年3月28日条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員密接関係者である者
 - ⑤会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てが行われている者
 - ⑥破産法第18条第1項若しくは第19条に基づく破産の申し立てが行われている者
 - ⑦提案者に課税された国税及び地方税を滞納している者
 - ⑧宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

- ⑨過去に自己の有利になることを目的として、関係者に不公平な働きかけを行った者
- ⑩過去に市の求める資料に虚偽の記載をした者
- ⑪過去に市の求める資料の全部又は一部を提出しなかった者

4 業務要件

業務委託仕様書に沿ってプロポーザルに応募する者自らが企画する業務であって、市が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

5 全体スケジュール

内 容	日 程
公示	令和7年10月6日（月）
質問受付期間	令和7年10月6日（月）～10月14日（火）12時まで
質問回答	令和7年10月20日（月）
参加申込書等受付期間	令和7年10月6日（月）～10月24日（金）12時まで
企画提案書等受付期間	令和7年10月27日（月）～11月7日（金）12時まで
ヒアリング審査	令和7年11月12日（水）午後（予定）
特定結果通知	令和7年11月19日（水）（予定）
契約締結	令和7年11月下旬～12月中旬（予定）

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けられないものとする。

- (1) 提出期限：令和7（2025）年10月14日（火）12時まで（必着）
 ※締切以降、業務や仕様書等にかかる質問は受け付けない
- (2) 提 出 先：伊丹市 総合政策部 経営戦略室 広報・シティプロモーション戦略課
 (E-mail) koho@city.itami.lg.jp
- (3) 提出方法：別添の質問書（様式5）により、上記のE-mailアドレスへ電子メールで提出すること。提出する電子ファイル形式は元データ及びPDFの両方とし、件名は「プロポーザルに関する質問（伊丹市パーパス策定及びブランド戦略調査・分析業務）」とすること。
 なお、提出後に必ず電話にて、電子メールの着信確認を行うこと。
- (4) 回 答 日：令和7（2025）年10月20日（月）
- (5) 回答方法：回答は質問者名を伏せ、質問者すべてに回答するとともに市ホームページに掲載する。質疑応答内容については契約条件等に付するものとする。

7 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに参加申込書等を提出すること。

- (1) 提出期限：令和7（2025）年10月24日（金） 12時まで（必着）
- (2) 提出先：伊丹市 総合政策部 経営戦略室 広報・シティプロモーション戦略課
（住所）〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
（E-mail）koho@city.itami.lg.jp
- (3) 提出方法：下記の提出書類を電子メールで提出すること。電子ファイル形式は元データ形式をPDFとし、件名は「プロポーザル参加申込書等の提出（伊丹市パーパス策定及びブランド戦略調査・分析業務）」とすること。
なお、提出後に必ず電話にて、電子メールの着信確認を行うこと。

(4) 提出書類及び部数

提出書類	様式	提出部数
①参加申込書	1	1部
②会社概要 会社概要、パンフレット等の資料も提出すること	2	1部
③類似業務の実績調書（最大5件） 業務実績に関する詳細資料も合わせて提出すること	3	1部
④誓約書	4	1部

(5) その他の注意点

- ①参加者から提出された会社概要、類似業務の実績調書に基づき、「3 参加資格」に定める参加資格の審査を行う。なお、業務実績が確認できる契約書及び仕様書等の書類について必要に応じて提出を求めることがある。

その他、参加資格要件を満たさない場合には、本プロポーザルへの参加を認めない。

- ②類似業務の実績調書は「3 参加資格(2)」に記載の内容を最低限満たすものとし、最大で5件までとする。なお、同調書の提出は本プロポーザルへの参加資格を満たすかどうかの判断のために使用するものとし、提出時点では評価点には加算しない。

(6) 参加資格の通知

参加申込書等の提出書類に基づき、「伊丹市パーパス策定及びブランド戦略調査・分析委託業務に係る公募型プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）事務局において、「3. 参加資格」に定める参加資格要件を満たしているかどうか確認を行う。

参加資格要件を満たした者を対象に、その旨を以下のとおり通知する。

- ① 通知日：令和7（2025）年10月24日（金）
- ② 通知方法：参加申込書作成責任者に記載のメールアドレスに通知

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限：令和7(2025)年11月7日(金)12時まで(必着)

※参加申込書等を提出した事業者においても、提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとします。

(2) 提出先：伊丹市 総合政策部 経営戦略室 広報・シティプロモーション戦略課
(住所) 〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
(E-mail) koho@city.itami.lg.jp

(3) 提出方法：下記の提出書類を電子メールで提出すること。電子ファイル形式は元データ形式をPDFとし、件名は「プロポーザル企画提案書等の提出(伊丹市パーパス策定及びブランド戦略調査・分析業務)」とすること。

なお、提出後に必ず電話にて、電子メールの着信確認を行うこと。

※「①企画提案書」については、電子データの他、必要部数7部を郵送か持参するものとする。

(4) 提出書類

提出書類	様式	提出部数
①企画提案書	任意	原本7部
②工程表	任意	1部
③見積書及び見積内訳書 「パーパス策定」「ブランド戦略調査・分析」「パーパスブランド戦略策定支援」に分けて提出すること	任意	1部
④その他提案内容を説明する書類	任意	1部

※提出書類の著作権は、応募者に帰属する。

※提出書類は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

※①、②、④の任意様式には事業者名は記載しないこと。

(5) 企画提案書について

①様式は任意とし、用紙はA4横・片面印刷とする。

②提案は文章(フォントは10.5p以上)での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。なお、図や画面イメージ等を用いて分かりやすく簡潔に記載すること。

③可能な限り専門的な用語を控え、誰でも分かりやすい表現とすること。

④ページ番号を付すこと。

⑤企画提案書は、次の(ア)～(エ)に掲げる項目を各編の見出しとして作成すること。

なお、見出しの順番は問わない。

(ア) 実施体制

本業務の責任者については、原則契約後も変更できないものとする。

(イ) スケジュール

月単位の業務スケジュール

- 事業の着手から令和8年11月30日（「パーパスブランド戦略策定」にかかる部分）までを一連の工程とする。
- 各種成果物の提出日から逆算した無理のないものとする。
- 各種作業行程に必要な日数（目安）を記すこと。
- 工程の詳細については別紙「⑤工程表」にて補足する形とする。

(ウ) 提案内容

下記3点は、必ず提案内容に含むよう留意する。

「パーパス策定」「ブランド戦略調査・分析」「パーパスブランド戦略策定支援」

(エ) 業務実績

(6) 工程表について

- ①様式は任意とし、用紙はA3横・片面印刷とする。
- ②発注者、提案者等それぞれの役割ごとの作業工程が分かるようなものとする。
- ③1月単位よりさらに細かい単位（1日、1週間等）で作成すること。

(7) その他提案内容を説明する書類について

- ①様式は任意とし、用紙はA4横・片面印刷とする。
- ②提案は文章（フォントは10.5p以上）での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。なお、図や画面イメージ等を用いて分かりやすく簡潔に記載すること。
- ③可能な限り専門的な用語を控え、誰でも分かりやすい表現とすること。
- ④ページ番号を付すこと。

(8) 作成上の注意点

- ①提案書の提出は、1者につき1案のみとする。
- ②提案書及び見積書には仕様書に記載の業務内容を最低限網羅するよう留意すること。提案書及び見積書に反映されていない場合には評価対象外とし「失格」とする。
- ③提案書の作成時は、下記の「9 ヒアリング審査(4)」を満たすよう留意すること。
- ④提案内容は、提案価格の範囲において実施できるものと判断する。その範囲はヒアリング審査時の回答内容も含むものとする。また、市に提案価格を超える費用負担が生じることが明記された提案等は評価しない。
- ⑤提案書に記載する内容は、提案者が実施する内容を根拠も含めてできる限り具体的に記述すること。定量的に表すことが可能な場合は、その数値をできる限り記述すること。
- ⑥提案内容は仕様書及び質問回答に示す要件を満たすことを最低限度とする。
- ⑦提案書の記載内容に不整合があった場合は協議によるが、市に有利と判断できる記載内容を正とみなすことを原則とする。

⑧提案内容のとおりに実現できなかった場合は、代替方法等で実現することとし、その費用は提案者が負担すること。

⑨仕様書等及び提出された提案書のうち、市が評価した提案等をもとに契約内容を決定する。

⑩見積書及び見積内訳書は前記「2 予算限度額」を超えないよう留意し、「8 企画提案書等の提出（4）提出書類 ③見積書及び見積内訳書」記載の各項目別に記載すること。

(9) 費用負担

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

9 ヒアリング審査(プレゼンテーション)

(1) 審査方法

別表（審査項目）に基づき、審査会においてヒアリング審査を行う。評点・採点は参加者から提出された企画提案書等に基づき行い、審査点が最も得点の高かった者を受託候補者とする。審査点が同点の場合は、審査会において順位を決定する。

(2) ヒアリング審査

参加資格要件を満たし、期日までに企画提案書等を提出した提案者を対象に、審査会によるヒアリング審査を実施する。ヒアリング審査の実施概要は次のとおり。

※ 同審査への参加は、企画提案書等の内容が仕様書の要件を満たしている者のみ。

項目	内容
① 実施日	令和7年11月12日（水）午後 予定
② 実施場所	伊丹市役所内会議室（伊丹市千僧1丁目1番地）予定
③ 実施方法	<ul style="list-style-type: none">・1者につき40分（説明20分以内、質疑20分程度）を予定。・ヒアリングは、事前に提出された書類を用いて行うものとし、提出期限後の差し替え及び追加資料の提出は不可とする。パワーポイント等による説明は可能とし、その場合は、資料を投影するモニター（メーカー：JAPANNEXT、型番：JN-IPS5500TUHDR）及びHDMIケーブルは事務局で用意する。その他プレゼンテーションに必要なものは、応募者が準備すること。・出席者は3名以内とし、今回の事業に従事する予定の者（プロジェクトリーダー）がプレゼンテーションを行うこと。・ヒアリングの日時・場所等は、ヒアリングを実施する提案者に改めて通知する。

(3) 受託候補者の特定

提出された企画提案書等の審査を行い、「(4) 審査基準及び配点」で示す審査基準に基

づいて採点した結果、評価点数の上位1者を受託候補者とする。

受託候補者に対しては、「特定通知書」によりその旨を通知する。また、本プロポーザルにおける参加者が1者のみであっても、ヒアリング審査を行う。

なお、評価点数の同じものが2者以上いる時は、提案内容に関する評価点数が高いものを上位として決定する。ただし、評価点数が満点（価格点を除く）の60%未満の場合は不採用とする。

①通知日：令和7（2025）年11月19日（水）（予定）

※審査の状況により変更する可能性がある。

②通知方法：参加申込書記載の担当者宛に電子メールにて通知

受託候補者に特定されなかった参加者に対しては、「非特定通知書」によりその旨を通知する。

なお、非特定通知書を受け取った者は、その理由について、次のとおり書面により説明を求めることができる。回答は書面で行うものとする。

①提出期限：令和7（2025）年11月26日（水）17時まで（必着）

②提出先：伊丹市 総合政策部 経営戦略室 広報・シティプロモーション戦略課
(E-mail) koho@city.itami.lg.jp

③提出方法：電子メールとする

④様式：任意様式（住所、法人名等、代表者氏名を記入すること）

（4）審査基準及び配点

別表（審査基準表）

項目	分類	評価内容	配点
全体	目的理解	本業務に対する目的や内容を十分に理解し、市が目指すあるべき姿の実現が期待できる提案となっているか。	20
実施体制	人員体制	プロジェクトリーダー等、本業務を遂行することができる体制が整っているか。また責任者は適任か。	30
	計画性	調査・分析及びパーパス策定、さらに次工程に控えるパーパスブランド戦略策定までの業務スケジュールは適切か。	
提案内容 パーパス	パーパス 言語化案	想定課題の抽出から具体的なパーパス案への落とし込みに妥当性や独自性、ストーリー性があるか。	50
	パーパスの 理解・浸透	パーパス策定にあたり、職員の多様な意見を収集するための工夫がなされているか。また、職員の理解や共感を得るための手法に具体性や実現性、納得感はあるか。自分事として捉えることができそうか。	
	調査・意見 収集	「調査・分析」や「関係部局・経営層」からの意見収集方法に具体性や実現可能性があるか。	

提案内容 ブランド 戦略	調査設計 能力	アンケート、観光・事業資産の調査、データ分析の方法が具体的かつ適切であるか。	30
	データ分析 報告書作成 能力	調査結果を的確に整理・分析し、成果物（図表・グラフ・報告書等）として可視化する能力は十分か。	
	パーパスブ ランド戦略 策定支援	戦略策定方針の方向性は市の現状や想定されるパーパスを適切に踏まえたものになっているか。またその浸透施策などに具体性や実効性があるか。	
プレゼンテ ーション	ヒアリング 審査対応	説明内容が提案書の内容をよく補完しており、専門性を十分発揮することが期待できるか。	30
	コミュニケ ーション力	質問の意図を理解し、質問に対する応答が明快かつ迅速で、スムーズな業務実施が期待できる。	
業務実績	ノウハウ	本業務を遂行するためのパーパス及びパーパスブランドに関する幅広い知見やノウハウを有しているか。	20
	受託実績	国・地方自治体や民間企業での業務受託実績があり、知見や実績を有しているか。	
見積価格		下記（※）のとおり。	20

※価格点の対象となる見積額は本要領「2 予算限度額」に記載している金額の合計額 22,053,900 円とし、その評価は次式により算出する。

価格点 = 配点 × {1 - (見積価格 - 参加業者中の最低見積価格) ÷ (予定価格 - 参加業者中の最低見積価格)}

(5) 結果の公表

審査会における審査及び審査の結果は、本プロポーザル手続の完了後に公表するものとする。

10 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積額を訂正したとき。
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、前記「3 参加資格」の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (6) ヒアリング審査において、市が求める出席者が正当な理由がなく欠席したとき。
- (7) 価格見積書の金額が、前記「2 予算限度額」に示した価格を超過しているとき。
- (8) 前記「9 ヒアリング審査（プレゼンテーション）」に基づき審査した結果、その得

点が満点（価格点を除く）60%に満たなかったとき。

11 契約

審査会において、受託候補者に特定された提案者と市は契約締結交渉を行う。なお、契約交渉が不調のときは、次に得点の高かった提案者と契約交渉を行う。

また、受託候補者に特定されたにもかかわらず、やむを得ず辞退する場合には「参加辞退書（様式6）」を提出するものとする。

契約締結交渉において、市が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行う。そのほか、支払い条件、契約内容も同様とし、その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

12 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返還しないとともに、提出者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。
- (4) プロジェクトリーダーは、原則として契約期間中変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議のうえ決定するものとする。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は提案者の負担とする。
- (6) 審査内容に関わる質問には、一切応じない。
- (7) 採用された企画提案書について、市は提出者と協議の上変更することがある。
- (8) 伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とする。

13 担当部署(問い合わせ先)

伊丹市 総合政策部 経営戦略室 広報・シティプロモーション戦略課

(住所) 〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

(電話) 072-784-8010

(E-mail) koho@city.itami.lg.jp